

軽自動車税にかかる税制改正について

平成26年度の地方税法の一部改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・雪上車

登録されている次の車種の車両全てに平成27年度から新税率が適用されます。

車 種 区 分		平成26年度 まで	平成27年度 から
		旧税率	新税率
原付自転車	50cc 以下	1,200 円	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下	1,400 円	2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下	1,900 円	2,400 円
	ミニカー（50cc 以下）	3,000 円	3,700 円
軽自動車	二輪（125cc を超え 250cc 以下）	2,800 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	4,800 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,900 円	2,000 円
	その他	5,600 円	5,900 円
雪上車		2,800 円	3,000 円

三輪および四輪以上の軽自動車

最初の新規検査年月（車検証の「初度検査年月」）により、下表のいずれかの税率になります。

平成27年度及び平成28年度以降については下表のとおりです。

1. 平成27年度

平成27年4月以降に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用します。重課税率はありません。

車 種 区 分				平成26年度 まで	平成27年度	
					最初の新規検査年月（初年度検査年月）	
					平成27年3月まで	平成27年4月以降
				旧税率	旧標準税率	新税率
軽自動車	三輪			3,700円	3,100円	3,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,600円	3,000円	3,800円
			自家用	4,800円	4,000円	5,000円
		乗用	営業用	6,600円	5,500円	6,900円
			自家用	8,600円	7,200円	10,800円

※平成27年度において新税率を適用する車両は、平成27年4月1日登録で、最初の新規検査年月が平成27年4月の車両のみとなります。

2. 平成28年度以降

車 種 区 分				平成26年度 まで	平成28年度以降			
					最初の新規検査年月（初年度検査年月）			
					平成27年3月まで	平成27年4月以降	13年経過 ※ 1	
				旧税率	旧標準税率	新税率	重課税率 ※ 2	
軽自動車	三輪			3,700円	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	貨物	営業用	3,600円	3,000円	3,800円	4,500円	
			自家用	4,800円	4,000円	5,000円	6,000円	
		乗用	営業用	6,600円	5,500円	6,900円	8,200円	
			自家用	8,600円	7,200円	10,800円	12,900円	

※1 平成28年度以降、毎年4月1日現在で最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい自動車に対して、環境配慮型税制（おおむね新税率の20%増税）が実施されます。

（平成28年度は、最初の新規検査年が平成14年以前の車両が重課課税の対象となります。）

（平成29年度は、最初の新規検査年が平成16年3月以前の車両が重課課税の対象となります。）

（平成30年度は、最初の新規検査年が平成17年3月以前の車両が重課課税の対象となります。）

※2 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン併用の軽自動車及び被けん引車は、重課課税の対象外です。

〈最初の新規検査とは?〉

最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことの無い軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査です。検査年月は自動車検査証に記載してあります。

※初度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載で検査月が記載されておりません。その場合は、その年の12月を検査年月とします。

例) 初度検査年月欄に「平成14年」と記載がある場合 → 平成14年12月とします。
初度検査年月欄に「平成15年」と記載がある場合 → 平成15年12月とします。

自動車検査証

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
札幌 50 あ 1234	平成 17年2月18日	平成 16年6月	軽自動車
車体番号	乗車定員	最大積載量	車両重量
〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	4人	—kg	950kg

ご確認ください

～固定資産(土地・建物)の手続きは年内に～

登記・届出等の手続きをお忘れなく!

平成27年度の固定資産税は、全て来年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

■土地及び登記されている建物の場合

土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、法務局での手続きとなります。

問合せ 札幌法務局滝川支局 ☎23-2330

■未登記の建物・車庫・物置等の場合

未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、届出用紙に必要事項を記入の上、市役所税務課市税係まで提出してください。(届出用紙は市役所税務課市税係にあります。)

※このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置等の設置(㎡以上)は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをされますよう、ご理解とご協力をお願いします。

年末調整説明会

日時 11月21日(金)
受付開始 13時30分
説明会 14時～15時30分
会場 交流センターみらい
4階 かたらいホール
対象者 ●給与源泉徴収担当者
●青色申告者(個人事業主)

※年末調整に必要な書類については、滝川税務署より各事業所宛に直接郵送されます。

農業所得調査表の提出

農業所得関係者は、次の日程により農業所得調査票等(後日配布)を提出してください。

会場 市役所コミセン

日程	時間
11月28日(金)	9時～16時

赤平市市税等

収納向上対策本部

■事務局■

☎ 32-2219
税務課納税係

し尿処理手数料の

納付を忘れずに!

し尿は、市の委託業者が収集して市の浄化センターで処理を行っています。浄化センターの運営は、し尿処理手数料と市からの支出(税金等)で成り立っていますので、手数料の未納額が増加すると運営に支障をきたすことになります。

また、何よりも納めている方との不公平感を解消することが最も重要であり、更なる収納業務の強化を実施していく方針です。

未納が続くと支払いが困難となり、特に悪質であると判断された場合は、「行政サービスの制限」の対象者になります。

対象者になった場合、市営住宅の入居、幼稚園の入園、通園等の様々な行政サービスの利用ができなくなり、また、し尿処理手数料をはじめとする市税、使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

特別な事情がある場合は、まずはご相談を!

☎ 32-2215
市民生活課環境交通係

●今月の納付●

- ▶ 国民健康保険税 第5期 ◀
- ▶ 後期高齢者医療保険料 第5期 ◀

納期限 ▶ 12月1日(月) まで

●納税(付)相談について●

平日、午前8時30分から午後5時までの間、担当係で納税(付)相談を随時行っています。
また、お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関等でのお支払いが困難な場合は、担当係にお気軽にご相談ください。